

沿岸広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年7月27日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 普代小屋瀬線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢62番6地先内	新	m 10.6	m 4.8
	旧	7.1～7.0	4.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- イ 期間 平成22年7月27日から同年8月27日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 455号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町門字下三田貝77番3地先から三田貝81番1地先まで	新	A m 30.3～9.3	m 94.0
		B 30.3～8.6	109.0
	旧	A 30.3～9.3	94.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- イ 期間 平成22年7月27日から同年8月27日まで